

加入医療保険の変更

変更後	必要書類	①小児慢性特定 疾病支給認定 申請書	②個人番号等 確認書類	③申請者(※1)の 身元確認書類	④同意書 (情報照会用)	⑤加入医療保険 資格確認書類	⑥世帯全員の続柄入りの 住民票	⑦市民税(非)課税証明書 (※2)	⑧その他必要書類
被用者保険(課税世帯) (※3)	○	○	・申請者分 ・受診者分	○ (記載事項変更済みのものに限る。) (任意の代理人が申請書等を持参する場 合、代理人の身元確認書も必要。)	○	・被保険者分 ・受診者分	○ (個人番号確認書類と申請者の身 元確認書類及び同意書(情報照会 用)によって省略可能)	・被保険者分 同意書(情報照会用)で省 略可能	
被用者保険(非課税世帯) (※3)	○	○	・申請者分 ・受診者分	○ (記載事項変更済みのものに限る。) (任意の代理人が申請書等を持参する場 合、代理人の身元確認書も必要。)	○	・被保険者分 ・受診者分	○ (個人番号確認書類と申請者の身 元確認書類及び同意書(情報照会 用)によって省略可能)	・被保険者分 同意書(情報照会用)で省 略可能	申請者が 特別児童扶養手当、障害年金、寡婦年 金、遺族年金、増加恩給、傷病者恩給、 遺族恩給等の年金、手当を受け取ってい る場合 ・申請月が1月～6月のときは前々年分、 7月～12月のときは前年分の受給額がわ かるものコピー ただし、受給額が80万9千円を超える場 合は①申請書裏面にて低所得Ⅱに了承す ることで省略可
国民健康保険組合 (※4)	○	○	・同じ国民健康保険組合に加入し ている方全員分	○ (記載事項変更済みのものに限る。) (任意の代理人が申請書等を持参する場 合、代理人の身元確認書も必要。)	○	同じ国民健康保険組合 に加入されている方全 員分	○ (個人番号確認書類と申請者の身 元確認書類及び同意書(情報照会 用)によって省略可能)	・同じ国民健康保険組合に 加入されている方全員分 同意書(情報照会用)で省 略可能	加入者全員が市民税非課税で、かつ、申 請者が 特別児童扶養手当、障害年金、寡婦年 金、遺族年金、増加恩給、傷病者恩給、 遺族恩給等の年金、手当を受け取ってい る場合 ・申請月が1月～6月のときは前々年分、 7月～12月のときは前年分の受給額がわ かるものコピー ただし、受給額が80万9千円を超える場 合は①申請書裏面にて低所得Ⅱに了承す ることで省略可
国民健康保険	○	○	・同じ国民健康保険に加入してい る方全員分	○ (記載事項変更済みのものに限る。) (任意の代理人が申請書等を持参する場 合、代理人の身元確認書も必要。)	○	同じ国民健康保険に加 入されている方全員分	○ (個人番号確認書類と申請者の身 元確認書類及び同意書(情報照会 用)によって省略可能)	・同じ国民健康保険に加入 されている方全員分 同意書(情報照会用)で省 略可能	加入者全員が市民税非課税で、かつ、申 請者が 特別児童扶養手当、障害年金、寡婦年 金、遺族年金、増加恩給、傷病者恩給、 遺族恩給等の年金、手当を受け取ってい る場合 ・申請月が1月～6月のときは前々年分、 7月～12月のときは前年分の受給額がわ かるものコピー ただし、受給額が80万9千円を超える場 合は①申請書裏面にて低所得Ⅱに了承す ることで省略可
生活保護	○	○	・申請者分 ・受診者分	○ (記載事項変更済みのものに限る。) (任意の代理人が申請書等を持参する場 合、代理人の身元確認書も必要。)	○	医療保険に加入されて いる方のみ必要 必要者分は上記の加入 医療保険を参照	○ (個人番号確認書類と申請 者の身元確認書類及び同 意書(情報照会用)によって 省略可能)	・医療保険に加入されてい る方のみ必要 同意書(情報照会用)で省 略可能 必要者分は上記の加入医療 保険を参照	・生活保護受給証明書 個人番号等確認書類と同意書(情報照会 用)により省略可能

※1 申請者について、受診者が被用者保険及び国民健康保険組合に加入している場合、原則受診者の加入医療保険の被保険者を申請者としてください。

受診者が国民健康保険に加入している場合、申請者は原則現在の受給者証に記載されている申請者と同一の方にしてください。

※2 課税証明書について、4月～6月に申請する場合は前年度分、7月～3月は今年度分が必要です。

※3 被用者保険は、全国健康保険協会、健康保険組合、共済などをさしています。

※4 国民健康保険組合は医師国保、建設国保、土木国保、食品国保などをさしています。